



# 埼玉県報

第112号  
令和2年(2020年)  
6月5日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 美里第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 三芳町富士塚土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 三芳町富士塚土地地区画整理組合の解散認可について（市街地整備課）
- 埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示（政策調査課）
- 県道深谷寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道赤浜小川線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務に関する契約の相手方等の公示（小児医療センター）
- 県立病院で使用する灯油（6・7月分）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条の規定による告示（保安課）

# 告 示

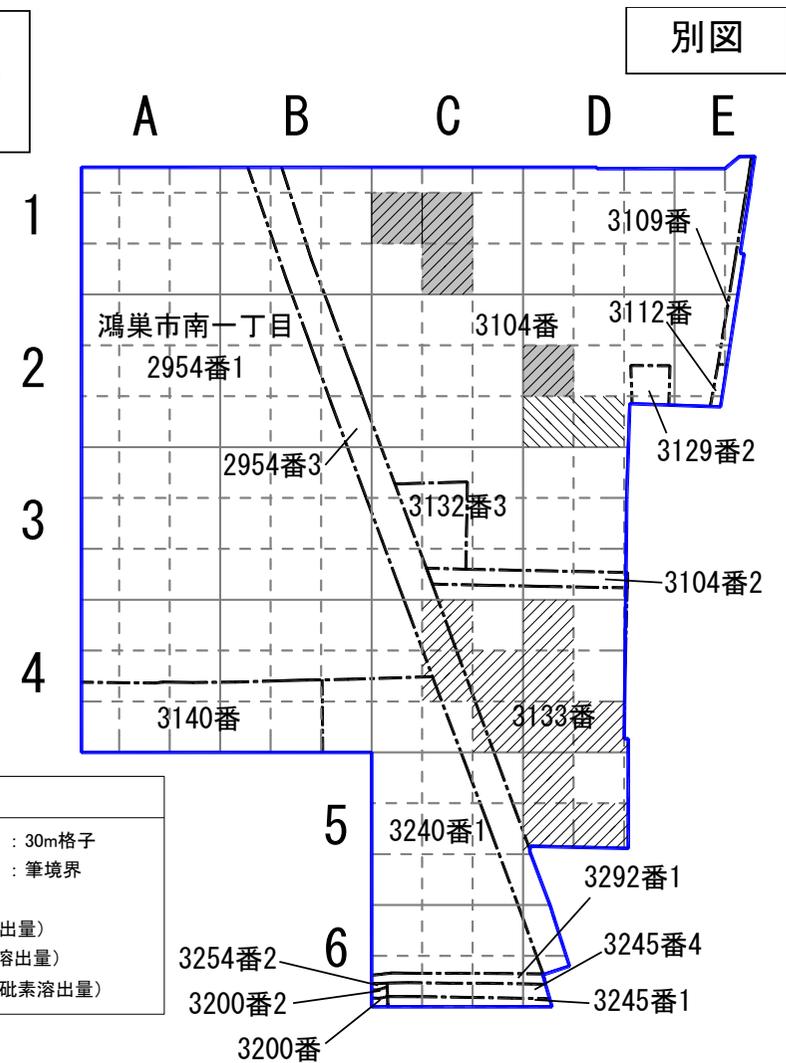
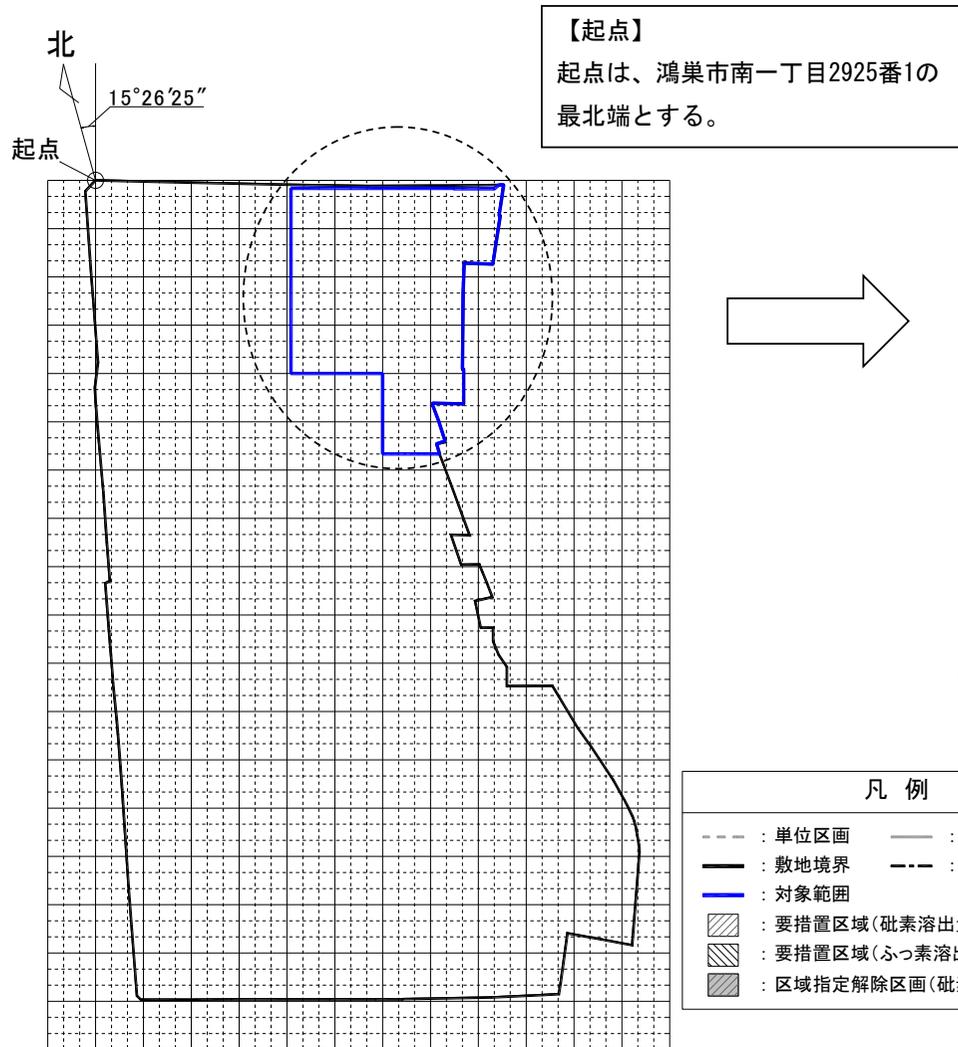
## 埼玉県告示第六百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千三百六十九号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目三千百四番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
講じられた指示措置等
- 三 基準不適合土壌の掘削による除去



【格子の回転角度 (15度 26分 25秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 告示

## 埼玉県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び  
住所について、次のとおり届出があった。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

| 一 就任 |         |                     |
|------|---------|---------------------|
| 職名   | 氏名      | 住所                  |
| 理事   | 増山 貞男   | 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地 |
| 同    | 遠藤 貢生   | 同 同 木津内三百八十四番地一     |
| 同    | 上原 進    | 春日部市木崎百七十八番地        |
| 同    | 横井 貞夫   | 同 倉常八十五番地一          |
| 同    | 渡邊 孝市   | 同 西金野井四百四十五番地       |
| 同    | 小久保 静夫  | 同 榎三百九十七番地一         |
| 同    | 大 作 富 重 | 同 小平六百八十七番地         |
| 同    | 中 山 頼 信 | 同 立野三百十八番地一         |
| 同    | 古 谷 勇 一 | 同 下吉妻四百二十五番地        |
| 同    | 倉 持 賢 一 | 同 神間八百二十一番地一        |
| 同    | 石 川 勇 一 | 同 下柳千八百七十番地         |
| 同    | 土 渕 正 次 | 同 上金崎九十九番地          |
| 同    | 名 倉 秀 俊 | 同 西金野井八百六十五番地一      |
| 同    | 大 越 隆 司 | 同 上柳千六百二番地          |
| 同    | 岡 田 實 一 | 同 赤崎八百九十五番地         |
| 同    | 関 口 徹 也 | 同 水角千百三番地二          |
| 監事   | 荒 川 安 平 | 同 幸手市大字榎野地三百九十二番地   |
| 同    | 関 根 敏 久 | 同 春日部市櫛六百三十五番地      |
| 同    | 島 村 文 雄 | 同 永沼百二十番地           |
| 同    | 内 田 勝 康 | 同 一ノ割六百八十七番地        |
| 二 退任 |         |                     |
| 職名   | 氏名      | 住所                  |
| 理事   | 増山 貞男   | 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地 |
| 同    | 大 鷹 敏 雄 | 同 同 鷺巣四百三十番地        |
| 同    | 大 塚 彰   | 同 春日部市芦橋八百三十番地      |

|    |               |                 |           |          |            |          |         |            |           |           |          |           |    |                 |
|----|---------------|-----------------|-----------|----------|------------|----------|---------|------------|-----------|-----------|----------|-----------|----|-----------------|
| 同  | 同             | 監事              | 同         | 同        | 同          | 同        | 同       | 同          | 同         | 同         | 同        | 同         | 同  | 理事              |
| 石川 | 大作            | 荒川              | 岡田        | 大越       | 鈴木         | 石川       | 島村      | 倉持         | 野口        | 中山        | 関根       | 小久保       | 金田 | 横井              |
| 勇  | 富重            | 安平              | 實         | 隆司       | 光一         | 哲雄       | 文雄      | 賢一         | 勝英        | 頼信        | 敏久       | 静夫        | 政市 | 貞夫              |
| 同  | 同             | 同               | 同         | 同        | 同          | 同        | 同       | 同          | 同         | 同         | 同        | 同         | 同  | 埼玉県春日部市倉常八十五番地一 |
| 同  | 春日部市小平六百八十七番地 | 幸手市大字榎野地三百九十二番地 | 同         | 同        | 同          | 同        | 同       | 同          | 同         | 同         | 同        | 同         | 同  | 塚崎百八十六番地        |
| 同  | 下柳千八百七十番地     |                 | 赤崎八百九十五番地 | 上柳千六百二番地 | 西金野井百九十五番地 | 金崎八十七番地一 | 永沼百二十番地 | 神間八百二十一番地一 | 上吉妻百七十五番地 | 立野三百十八番地一 | 櫛六百三十五番地 | 榎三百九十七番地一 |    |                 |

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月一日認可した。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

美里第二土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡美里町

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

鳩山町

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

鳩山町全域

### 四 作業期間

令和二年五月十三日から令和三年三月二十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百四号

測量計画機関である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

上尾市西部

### 四 作業期間

令和二年六月十日から令和二年六月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百五号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

熊谷市

### 二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

### 三 作業地域

熊谷市西部（籠原中央第一土地区画整理事業地内）

### 四 作業期間

令和二年六月八日から令和三年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から令和三年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

### 五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

### 六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地」から「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七千六百六番地」と変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和二年六月五日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により三芳町富士塚土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額  
123,264,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷寄居線
- 三 道路の区域

| 新                                     | 旧           | 旧<br>新<br>別     |
|---------------------------------------|-------------|-----------------|
| 深谷市西島五丁目九八〇番三地先から<br>同市西島五丁目九八〇番三地先まで |             | 区<br>間          |
| 一一一・〇〇〇～一一一・〇〇〇                       | 六・三二〇 六・三三三 | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 三三三・五九                                |             | 延長<br>(メートル)    |
| 歩車道改良工事                               |             | 備<br>考          |

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

| 新                                                                    | 旧                                                                    | 旧<br>新<br>別               |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <p>大里郡寄居町大字牟礼字新井一三九番<br/>地先から同郡同町大字牟礼字古谷九三<br/>番一地先まで</p>            |                                                                      | <p>区<br/>間</p>            |
| <p>一<br/>二<br/>・<br/>五<br/>〇<br/>〽<br/>二<br/>七<br/>・<br/>四<br/>一</p> | <p>一<br/>〇<br/>・<br/>〇<br/>〇<br/>〽<br/>二<br/>七<br/>・<br/>四<br/>一</p> | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p>三<br/>六<br/>六<br/>・<br/>三<br/>三</p>                               |                                                                      | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
| <p>自転車歩行者道整備工事による。</p>                                               |                                                                      | <p>備<br/>考</p>            |

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市  
中央区新都心1番地2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
168,798,982円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
県立病院で使用する灯油（6・7月分）  
JIS 1号 63,100リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当  
埼玉県熊谷市板井1696番地
  - (2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当  
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社鈴木石油  
埼玉県深谷市菅沼443番地1
- 5 落札金額  
46.97円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年4月21日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年六月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和二年六月十日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県公安委員会告示第99号

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第2号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる条例の名称及び条項を告示する。

令和2年6月5日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

| 名 称                                           | 条 項           |
|-----------------------------------------------|---------------|
| 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号） | 第3条第1項から第3項まで |